

○ 鹿児島工業高等専門学校外国人留学生支援の会会則

(名称)

第1条 本会は、外国人留学生支援の会と称する。

(目的)

第2条 本会は、鹿児島工業高等専門学校に在学する外国人留学生（以下「留学生」という。）及び本校教職員並びに外部の留学生支援者が、留学生に関係する不測の事態に遇った場合の支援を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 本会の目的に賛同し、寄附を行った本校教職員をもって会員とし、組織する。

(会務)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の各号に掲げる会務を行う。

- (1) 留学生が、不測の事故等に遇った場合の支援
- (2) 本校教職員が、留学生に関係する職務上不測の事態に遇った場合の支援
- (3) 外部の留学生支援者が、留学生による過失などから不測の事態に遇った場合の支援
- (4) その他、本会が必要と認める支援

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 1名

2 会長は、会員の中から互選し、本会の会務を統括する。

3 副会長は、会員の中から互選し、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その会務を代行する。

4 理事は、会員の内から会長が指名し、本会の運営に携わる。

5 監事は、会員の中から互選し、本会の会計を監査する。

6 任期は1年とする。

(役員会)

第6条 本会の運営に関する重要事項を審議するため、役員会を置く。

2 役員会は、前条第1項に掲げる役員をもって組織する。

- 3 会長は、役員会を招集し、その議長となる。
- 4 役員会は、役員の過半数の出席により成立する。
- 5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会計)

第7条 本会の会計年度は、毎年4月に始まり、翌年3月に終わる。

- 2 本会の運営経費は、寄附金をもって充て、会員及び新規入会者による寄附は、随時受け入れるものとする。
- 3 会務にあたっては、運営費の残額が常に20万円を越えるようにする。
- 4 本会の決算は、毎会計年度終了後、総会又は、回覧の方法により会員に報告する。

(事務)

第8条 本会の事務は、会員の中から会長が委嘱する。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、本会の会務運営に関し必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

1. この会則は、平成16年4月21日から施行する。
2. この会則の施行前に、既に寄附を行っている者は会員とみなす。

附 則

この会則は、平成22年4月1日から施行する。

○鹿児島工業高等専門学校外国人留学生支援の会会則第4条についての申合せ

平成16年4月21日

外国人留学生支援の会役員会

1. 鹿児島工業高等専門学校に在学する外国人留学生（以下「留学生」という）が、伝染病等の事由により、本校の学寮施設を利用出来なくなった場合、留学生が学寮以外の宿泊に要した経費を補助する。補助の額等は、次のとおりとする。
 - (1) 本校の厚生施設を利用する場合は全額
 - (2) 民間のホテル等を利用する場合は半額
 - (3) 宿泊に要した経費には、光熱費は含むが、食費は含まない。
 - (4) 学校近隣の宿泊施設を利用した場合に限り補助する。

2. 留学生が、災害等で学寮施設を長期にわたり利用出来なくなった場合、民間アパート等に入居する際の契約金・敷金・礼金等を補助する。

3. 留学生が、不測の事態により、生活を維持することが極めて困難になった場合、次により経費を貸与する。
 - (1) 貸与限度額は、10万円とする。
 - (2) 返済が著しく困難と認められる場合は、返済を免除することができる。

4. 本校教職員もしくは外部の留学生支援者が、留学生の関わる不測の事態に対応するため負担する経費を補助する。

5. 本校教職員もしくは外部の留学生支援者が、やむを得ない事情により留学生の保証人等となったことに伴い、経済的負担を負わなければならなくなった場合、見舞金を支給する。

見舞金の限度額は、10万円とする。

6. 2～5に該当する事態が生じた場合は、役員会で協議し、支出額等を決定する。なお、支出の可否及び額については、過去の事例及び原因を参酌のうえ決定する。

7. その他、上記によりがたい場合は、役員会で協議し決定する。